

平成17年5月31日

母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告について

本日、標記の件について閣議決定されましたので、国会に報告される標記年次報告の概要等を配布します。

「平成16年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況」及び 「平成17年度母子家庭の母の就業支援施策」について

1. 法的位置付け

法定白書（5月31日閣議決定予定）。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成15年7月17日成立。8月11日施行。）第3条において、下記のとおり定められている。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（抄）

（国会に対する報告等）

第3条 政府は、毎年、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、国会に対し、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況を報告しなければならない。

2. 記述内容

母子家庭の母の就業支援を直接の目的とする施策に限定せず、結果として、母子家庭の母の就業に資する施策、生活支援に関する施策等についても幅広く記述。

平成16年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況の構成

第1章 母子家庭をめぐる状況

第1節 母子家庭の生活の状況

第2節 近時の立法措置

第2章 就業支援に関する施策等

第1節 母子家庭の母の就業支援に関する施策

第2節 母子家庭の母の就業に資する施策

第3章 生活支援に関する施策等

第1節 母子家庭の生活支援に関する施策

第2節 保育等

第4章 自立を促進するための経済的支援策等

第1節 児童扶養手当

第2節 母子福祉資金貸付金

第3節 養育費の確保策

母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告

(平成16年度における施策の実施状況、平成17年度において講じようとする施策)

「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」(平成15年8月施行)に基づき、16年度から作成

母子家庭の現状

- 1. 世帯数 95万世帯(H10) → 123万世帯(H15)
- 2. 就業状況 84.9%が就業(うち常用雇用50.7%、臨時・パート38.3%)(H10)
→83.0%が就業(うち常用雇用39.2%、臨時・パート49.0%)(H15)
- 3. 平均所得 母子世帯 244万円 一般世帯 602万円 (H14)
→母子世帯 234万円 一般世帯 589万円 (H15)

主な実績

- 1. 施策の取組状況 (H15) (H16)
 - ・母子家庭等就業自立支援センター事業実施率 61.1% → 84.2%
 - ・自立支援教育訓練給付金事業実施率 21.0% → 41.2%
 - ・高等技能訓練促進費事業実施率 16.9% → 31.8%

しかしながら、施策の取組に依然として地域間格差が大きい。

- 2. 母子自立支援員の配置
 - ・1,210名(H14年度) → 1,343名(H15年度) → 1,373名(H16年度)
- 3. 母子家庭等就業・自立支援センター
 - 実施か所 58地方公共団体(H15) → 80地方公共団体(H16)
 - 実績 相談件数 9,435件(H15) → 23,092件(H16)
 - (各年4月~12月分) 就職件数(延べ) 1,484人(H15) → 4,335人(H16)
- 4. 公共職業安定所(ハローワーク) (H14年度) (H15年度)
 - 母子家庭の母 紹介件数 183,205件 → 198,104件
 - 就職件数 46,334件 → 52,145件
 - 特定求職者雇用開発助成金による常用就職実績 19,944件 → 20,267件
- 5. 行政機関等への就業状況(母子家庭等就業・自立支援センター分のみ)
 - ・就業実績 国の機関 常勤職員 10名 非常勤職員 34名
 - (H16.4月~12月) 地方公共団体・関係団体 常勤職員 42名 非常勤職員 137名

今後の課題

就業支援事業の更なる充実

- ・地方公共団体の就業支援策の取組は、平成15年度に比べ、大きく進展。
- ・しかし、母子家庭の母の常用雇用の割合の低さなど、母子家庭を取り巻く就業状況は依然厳しく、また、母子家庭等就業・自立支援センターの実績などには、地方公共団体によるばらつきがある。



労働部局との連携による新たな施策のメニューの充実等により、地方公共団体の自立支援策へのインセンティブを高めるよう努めていく。

〈17年度新規施策〉

- 母子家庭の母に対する準備講習付き職業訓練の実施
 - : 無料の訓練実施+訓練手当の支給
- 個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定とハローワークとの連携
(モデル実施)
 - : 自立支援プログラムに基づいて、個々の状況に応じた就業支援メニューをハローワークと連携し選定の上、ナビゲーターによる支援、トライアル雇用の活用などにより、就労自立支援を実施